

## 議案第30号

所沢市と新座市の路線が重複する部分の道路の管理の方法について

所沢市と新座市の路線が重複する部分に関して、新座市と協議する道路の管理の方法について、道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定に基づき、議会の議決を求める。

### 記

- 1 協議路線 所沢市道1-889号線の一部  
新座市道第3049号線の一部
- 2 区 間 所沢市大字坂之下字清中前鶴149番2地先から  
所沢市大字坂之下字清中前鶴149番2地先まで
- 3 管理の方法 路線が重複する部分の管理は新座市が行い、これに要する費用は所沢市と新座市で負担する。
- 4 負担割合 路線が重複する部分の管理に要する費用の負担割合は、日常点検、清掃及び路面の応急処置は新座市100パーセントとし、経費の支出を伴う修繕は所沢市70パーセント、新座市30パーセントとする。
- 5 収 入 路線が重複する部分の占用に伴う収入は、新座市の収入とする。

令和4年 2月17日提出

所沢市長 藤 本 正 人